

JBIC/NEXIによる原発輸出指針 に関するNGO提言

(Part 2 具体的な提言)

2016年3月7日

国際環境NGO FoE Japan

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)

原子力資料情報室

原子力規制を監視する市民の会

協力:プラント技術者の会

目次(提言カテゴリー)

- (1) 原則
- (2) 指針の範囲
- (3) 除外地域
- (4) 融資前の安全配慮確認
- (5) 情報公開と住民協議
- (6) 意思決定への反映
- (7) モニタリング
- (8) 第三者機関の設置
- (9) 異議申し立て

カテゴリー(1)原則

「原発事故を二度と引き起こさないこと、JBIC/NEXIとしても、そのための最大限の努力を行なうことを、本指針の原則に明記すべきである。」

- 原発事故を国内外で繰り返さないことは、原発に関する賛否の立場を問わず、我が国の「国是」と考える。
- JBIC/NEXIは、融資者・付保者の責任において、そのための最大限の努力を行なうことをコミットし、制度設計に反映すべき。



常に福島で起こったことと現状を念頭に・・・

カテゴリー(1)原則

融資が公的資金からのものである以上、環境社会配慮確認、安全配慮確認に加え、案件に関わる融資リスク、プロジェクト実行ならびに事業リスクに関わる審査内容の透明化と国民への情報公開が求められる。

- JBIC/NEXIIによる融資・保険金支払いの財源は、財政融資資金に加え、政府出資金、政府保証外債、政府交付金、国による貿易再保険などの公的資金に基づく以上、納税者に対して、リスク評価を含めた融資審査内容の透明化が求められる。
- 万一の重大事故発生際には、輸入国国民はもとより、輸出国国民にとっても倫理上、財政上の大きな痛手を被ることになる。海外案件といえども、多くの国民の関心事である。

カテゴリー(2) 指針の範囲

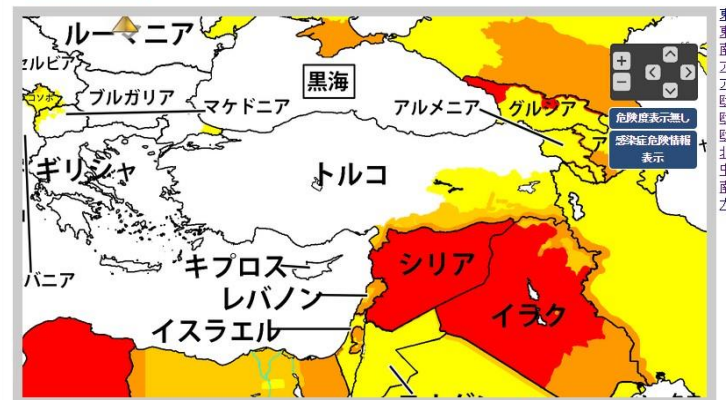
原発指針は情報公開のみならず、安全配慮確認、意思決定への反映、モニタリング、異議申し立てを含んだ包括的なものにすべきである。

- 国による「安全配慮確認」にはさまざまな欠陥があり、「穴だらけ」と言っても過言ではない。
- JBIC/NEXIは極めてリスクの高い原子力事業について、他のインフラ事業同様に「安全配慮確認」を実施すべきである
- その確認の結果を融資・付保の意思決定に反映させるべきであることは言うまでもない。条件を満たさない案件には融資・付保を行なわいことを明記する。
- 審査段階での確認事項は、実施段階でのモニタリングを必要とする。

カテゴリー(3) 除外地域

テロ多発地域、紛争地域など、政治情勢が不安定な国には原子力関連施設・事業に公的信用を付与すべきではない。

- このような国・地域の原子力事業には、プラントの安全確保、核不拡散、核セキュリティ、廃棄物の適切な管理等の視点から公的信用を付与すべきではない。



(外務省渡航情報より、中東・トルコの例)

- 他機関の例
US EXIM憲章 2(b)(4)
IAEA Safe Guardに違反した場合など、当該国への輸出信用は停止される。

カテゴリー(4) 融資前の安全配慮確認

安全確保に関する配慮の確認に関しては、少なくとも日本の規制と同等の基準を求めるべきである。

- プロジェクトの安全性を具体的に確認する上でのベンチマークとして、日本の原子力規制に関する法律と同等の基準を満たしていることを確認する。
- 具体的には、福島事故をうけて、2012年7月に策定された新規制基準(原子力規制委員会規則第5号等)を確認のベースとする。但し、欧米の基準に比べて緩やかに過ぎ、原子力防災や避難計画に係る基準がないなどの欠陥もあるため、IAEAの安全基準や原子力災害対策指針を含めて総括的に検討する必要がある。
- 当該国の基準や審査では不十分だと判断された場合は、適合性審査を日本側で実施する必要がある。

カテゴリー(4) 融資前の安全配慮確認

放射性廃棄物の管理・処分方法の確認に関しては、条約の加盟状況のみならず、使用済み核燃料等の放射性廃棄物の管理・処分計画の内容と実効性、住民との協議の在り方を確認すべきである。

- 我が国においても、とりわけ高レベル放射性廃棄物の処分地も決まらないまま、各地で使用済み核燃料の貯蔵量が増加している困難な現実を認識すべきである。
- 放射性廃棄物問題は、環境への重大な影響、核セキュリティ、核不拡散問題にも関わるゆえ、事前に管理・処分の具体的かつ実行可能な計画が作成され、関与する住民との合意を確認すべきである。
- 他機関の例
US EXIMガイドライン Annex A-3
IAEAガイドラインに即した放射性物質の運搬、施設建設、運営、貯蔵施設でのモニタリング等を求めている。

カテゴリー(5) 情報公開と住民協議

当該プロジェクトに関連し、核拡散、紛争・テロ、放射能汚染事故、従業員・住民の被ばくなどのリスク、事故時の対応、重大事故時の住民避難計画、放射性廃棄物の処分・管理など、原子力固有の問題に関する情報を盛り込んだ文書が作成され、公開されるべきである。

これらの文書は、ドラフト作成時にJBIC/NEXI側および現地にて公開された上で、現地においてステークホルダーとの十分な協議が行われ、合意が得られるべきである。

JBIC/NEXIは、支援を行なう原子力関連案件について、これらに関する情報が事業実施国において情報公開や住民協議・合意の対象となっていることを確認すべきである。

- 現行のJBIC環境ガイドラインの規定だけでは、これら原子力固有の情報が国内外のステークホルダーに提供されない。

カテゴリー(5) 情報公開と住民協議

- 日本では、原子力固有の情報は、環境影響評価(EIA)報告書ではなく、設置許可申請・審査関連書類に含まれており、かつ公開されている。海外の原子力関連プロジェクトへの融資にあたっては、最低限、日本国内で実施されている情報公開と住民・自治体協議のレベルを確保することが重要である。

カテゴリー(5) 情報公開と住民協議

融資回収リスクに関わり、公開すべき情報としては以下が挙げられる。

- 返済の確実性と担保
- 技術・安全レベルの妥当性（我が国の新規制基準レベルを満足しているか？基準地震動、津波高さ、等々）
- 事業者の信用力と操業能力
- 想定重大事故と損害試算
- 諸リスクの評価、回避・軽減策（カントリーリスク、市場リスク等々）

- 融資や付保が公的資金からのものである以上、環境社会確認、安全配慮確認に加え、当該案件への融資リスク、プロジェクト実行ならびに事業リスクに係る審査内容の透明化と国民への情報公開が求められる。

カテゴリー(5) 情報公開と住民協議

- 考えられるリスクの諸例

- カントリーリスク

- 政情、治安、政権交代、敵対国有無、武力攻撃、為替、法令改正、等々

- 商務リスク

- 事業者財務力、マネジメント体制、市場変動、収益、訴訟、等々

- 技術リスク

- 設備の不適合、運転・保守能力の欠如、自然災害(地震・津波等)、老朽化、不可抗力、QM/QA体制の不備、等々

- 原子力施設特有のリスク

- 核拡散、テロ対策、被ばく、廃棄物管理、脆弱な外部電源、等々

カテゴリー(5) 情報公開と住民協議

原子力事故は国境を越えた影響をもたらす恐れがあるので、立地当該国のみならず、影響を受けると考えられる隣接国の国民もプロジェクトの原子力固有の問題を含めた環境影響評価ならびに設置許可手続きに参加する機会を持つべきである。

- エスポ条約(*)は、国境を超えた影響をもたらす恐れのあるプロジェクトの環境影響評価(EIA)に関する条約である。影響を受ける可能性のある国の国民の環境影響評価への参加と情報公開に関する義務が定められている。

(*) Convention on Environmental Impact Assessment in a Transboundary Context (Espo, 1991), Article 2

カテゴリー(6)意思決定への反映

JBIC/NEXIは原発指針を踏まえた審査を意思決定前に行ない、審査結果を意思決定に反映すべきである。もし指針が満たされない場合は、融資・付保を行なわないという判断をすべきである。また、融資・付保決定後、指針が要求している事項を満たしていない場合は、貸付け等の実行停止、期限前償還を求めるべきである。以上につき、指針に盛り込むべきである。

● JBIC環境配慮ガイドラインの規定

- ・環境レビューの結果を融資の意思決定に反映させる。
- ・融資の実施後、借入人やプロジェクト実施主体者が、本ガイドラインの要求事項を満たしていない、あるいは、環境に望ましくない影響が明らかになった場合は、貸付け等の実行を停止し期限前還を求めることがある。

⇒ 原発指針についても同様の扱いとすべきである。

カテゴリー(7)モニタリング

審査の過程で明らかになった原子力固有の問題や情報開示、住民協議に関するモニタリングを行なうべきである。

- 公的信用の供与を実行した際の前提・諸条件が、その後満たされているかどうか、引き続きの監視・確認が必要である。

- 他機関の例

UA-EXIMガイドライン A-3

原子力関連施設の中、あるいは近傍にモニタリング設備を設け、当該国の規制、環境機関に定期的な報告を行なうよう求めている。

原子力固有の問題に関する実施主体によるモニタリングおよびJBIC/NEXIによるモニタリングは、それら結果を公開すべきである。

- JBIC/NEXIのアカウントビリティを果たすために、プロジェクト実施主体によるモニタリング結果を確認し、公開する必要がある。

カテゴリー(8) 第三者機関の設置

JBIC/NEXIは原子力事業の支援にあたり、その安全配慮確認を検討するため、第三者機関を設置すべきである。

- 原子力事業のリスクの大きさや技術の複雑さを考慮すれば、安全配慮確認には、JBIC/NEXIのみの内部審査だけではなく、多様な分野の専門家や原発に関しては批判的な有識者の視点も重要である。
- 当該機関における議論は透明性を高めるために、公開されるべきものである。

カテゴリー(9)異議申し立て

本指針を異議申し立ての対象とすべきである。

- 環境社会配慮ガイドラインと同様に、本指針の各規定は不遵守に関する異議申し立ての対象となるべきである。

次回の環境社会配慮ガイドライン改訂時に環境社会配慮ガイドラインの本文の中で、指針の位置付けを明確化するべきである。

- 本指針は、情報公開に関する規定のみならず、安全配慮確認、意思決定、モニタリング等を含んだ原発輸出に係る包括的なガイドライン規定であるべきである。その旨の位置づけを環境社会配慮ガイドラインの中でも明確に記述する。

最後に ～原発輸出に係る10の疑問

1. 原発を商品として扱って良いのか？

重大事故時の際には破滅的な被害を引き起こす、関係者が最後まで責任を負うことは不可能な放射性廃棄物を生み出す、核セキュリティ上の問題を抱えるなど、地球環境と人類の平和に大きな脅威を与える原発をビジネス商品として扱って良いものであろうか？

2. 日本に原発を輸出する資格はあるのか？

フクシマ事故は未だ収束していない。国内での新設が困難ゆえに輸出に活路を見出そうとする原子力産業とその複合体の延命が自己目的化しているように思える。「福島を教訓を活かした世界最高水準の技術の提供」という謳い文句は悪い冗談に聞こえる。

3. 不健全な輸出構造

国が長期にわたって法的、財務的な保証を与えねば成立しない特殊な国際取引である。官民一体の推進体制は、企業が本来持つ健全な競争環境を阻害し、企業倫理の頹廃を招きかねない。併せて、原子カムラと呼ばれる特殊な複合体構造を国際規模で増長させてしまう恐れがある。

最後に ～原発輸出に係る10の疑問

4. 不透明な進捗

原発技術には商業的機密事項が多い。輸出の計画や手続きにあたっては透明性に欠ける(典型的な例としては、トルコとベトナム案件への経産省補助金支出の不透明さ)。原子力基本法第二条に記載されている「平和、安全、民主、自主、公開」の原則に反する。

5. 輸出制度の不備

経産省による安全配慮等確認項目は簡易的にすぎ不十分である。原子力規制委員会は本業務の執り行いを拒否しており、第三者の立場からそれを検証する仕組みがない。

6. リスクへの対応が不十分

万が一、重大事故が発生した場合の環境被害は相手国国民に、財務リスクの一部は日本国民に押し付けられる。当該国の原賠法や国際条約による補償規模が全く不十分であることはフクシマ事故が教えている。

最後に ～原発輸出に係る10の疑問

7. あまりにハイリスクなビジネス

原発の建設と運営はあまりの高リスク事業である。事故時の賠償責任リスクのみならずカントリーリスク、訴訟リスク、建設コストの上昇、地震・津波などの自然災害、周辺住民や労働者の被ばく、核物質輸送事故、武力攻撃、その他予測困難な事象が起こり得る。

8. 原発産業も輸出も経済的に不合理

そもそも原発輸出は経済成長に寄与しているのか？実現可能案件数は少なく、原子力産業が既存の組織を維持できる規模ではない。とりわけ先進国においては、高コストゆえに電力の自由化路線とは相容れない原発産業はすでに斜陽化しており、延命策はむしろ再生可能エネルギー等、他の分野の発展を阻害している。

9. 輸出先国の意向と民意は？

輸出先国の幾つかは発展途上国あるいは開発独裁国家である。原発所有目的が将来的な核兵器保有能力である可能性もある。軍事目的への転用禁止を担保する完全な方策はない。また、住民合意プロセスが民主的なものであるか疑わしい。

最後に ～原発輸出に係る10の疑問

10. 世論との乖離

国内世論は原発輸出に反対が多数を占めている。「新エネルギー基本計画」や原発再稼働をめぐる問題でも、世論の多数意見がないがしろにされている。

日経新聞世論調査（2016年2月29日）

原発再稼働について

- ・進めるべきだ：26%（昨年10月下旬：29%）
- ・進めるべきでない：60%（昨年10月下旬：56%）

時事通信社（2013年6月16日）

安倍政権が海外への原発輸出を推進していることについて、

- ・支持する：24.0%
- ・支持しない：58.3%

すでに脱原発路線を歩み始めたドイツでは、2014年6月、原子力輸出に係る公的信用供与の打ち切りを決定しており、今後は国として、新エネルギー産業分野で世界を牽引することを目指すとしている。

ご清聴ありがとうございました



2016.2.29
蒸気を噴き上げる高浜4号機



エネルギー構造と輸出構造の転換を！